

地域金融機関 職員様向け

NEWS LETTER

2010.3. Vol.1

顧客相談 サポート通信

発行：行政書士 ほこだて法務事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『兄弟4人の遺産分割案件』
- ・顧客相談引き出しメモ・・・『お客様に「遺言書を書いてみては？」と助言するとき』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



身近な法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは。確定申告が終わり、ほっとしている行政書士のほこだてです。

丸一日パソコンと向き合い、経費関係の領収書、預金通帳の取引などを会計ソフトにひたすら入力！入力！結構大変ですが、ソフトの機能に助けられて無事青色申告決算書が完成しました。

ちなみに、私のような士業には、会計上の「売上原価＝仕入れ」は基本的にありませんが、現実には、「知識や情報を仕入れ」て「知恵を売る」ような商売です。

書籍やセミナーなどで仕入れた知識や情報をしっかりアウトプットすることで、今後もお客様へのサービス向上に努めたいと思います。

<サポート事例>

『遺産の配分をめぐる長男と次男が対立』

高齢の両親が相次いで亡くなり、相続人は兄弟4人。大田区の信用金庫職員様のご案内ではじめてご長男様とお会いしお話を伺ったところ、相続税の申告、不動産登記が必要な案件と判明したので、提携する税理士、司法書士の先生と連携して手続を進めることになりました。

相続財産は、大田区の自宅（土地・建物）と横浜の貸家、それに取引先の信用金庫に残された預貯金です。遺産の分割については、長男が自宅を取得し、貸家と預貯金は他の兄弟3人が取得し分配することになりました。

ところが、長男主導で分割の話が進められたため、

次男に不満があったのでしよう。遺産の配分方法と配分の時期をめぐる、兄弟間で意見が対立。長男と四男、次男と三男がそれぞれ結束・対立し、一時は家庭裁判所の調停を検討するほど兄弟の亀裂は深まってしまいました。

相続手続の窓口は当事務所になっていますので、長男からの連絡も次男からの連絡も当事務所に入ります。紛争にならないように細心の注意を払いながら手続を進め、結果的には兄弟全員が納得いくように遺産分割協議を調整することができました。

両親が亡くなったときに、兄弟が遺産分割協議でもめる典型的なケースといえるでしょう。

＜サポート事例＞

『お客様が一番知りたかったこと』

自宅、貸家の名義、預貯金の配分を定めた遺産分割協議書に兄弟全員が調印。不動産登記も済ませ、ご依頼から3ヵ月後ようやく相続税の申告まで終わりました。

手続き中、お客様がずっと気にされていたのは、今回の相続で、税金や手続費用など、各自が支払う金額がトータルでいくらになるのかということでした。

つまり、お客様が一番知りたかったことは、「各自に配分される遺産は決まったけど、結局手残りはいくらになるのか？」ということ。

特に次男様は、自宅の建て替え計画を進めており、早急に手元に残る金額を知る必要があったようです。

行政書士としての業務は遺産分割協議書の作成までです。しかし、お客様にとっては、遺産を分割し、税金やわれわれ専門家への報酬などをすべて支払った後の各自の手残りが確定するまで相続は終わりません。

相続税の申告・納付が終わり、各自の手残りが確定。最後は兄弟そろって取引先の信用金庫に出向き、各々の口座を新規で作り直しました。

こうして、お客様にとっての相続がようやくクロージングしたのでした。

＜顧客相談引き出しメモ＞

『お客様に「遺言書を書いてみては？」と助言するとき』

ここに、あるデータがあります。

「家庭裁判所に持ち込まれる相続に関する相談件数は年間15万件を超え、ここ10年間で倍増」（2008年 最高裁判所調べ）

なぜ、人は相続でもめるのでしょうか？その大きな原因となるのが、「遺産の分割」です。相続でもめる原因の多くが、残された財産が円滑に分けられないことにあるのです。

では、残された相続人がもめないためにはどうしたら良いのでしょうか？

それにはズバリ、元気なうちに遺言書を書いておくことをおすすめします。

実際に、遺言書を書く人は年々増えています。

「本人が書いた『自筆証書遺言』を裁判所が認める検認数は年1万3000件を突破し、過去5年で2割増加」（2008年 最高裁判所調べ）

「専門家に作成を依頼する『公正証書遺言』も作成件数が年7万6000件と2割増加」（2008年 日本公証人連合会調べ）

お客様に「遺言書を書いてみては？」と助言するとき、**具体的なデータを示す**とよいかもかもしれませんね。

＜編集後記＞

国民のテレビ離れといわれて久しいですが、みなさんはテレビをよくご覧になっていますか？私も一時期にくらべてテレビを見る回数はめっきり減ったのですが、気になる番組はつつい見せてしまいます。最近見るのは、行政書士補助者が主人公のドラマ『特上カバチ!!』。お客様とお話するときには何かと話題に上るので、毎回どんなストーリーなのかをチェックしています。(^^;;

行政書士 ほこだて法務事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、「お客様のハッピーな将来を実現する」お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

相続手続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
底地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社設立・法人成り 営業許認可申請 契約書作成
資金調達 事業承継計画サポート 借入金整理

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。(内容：「顧客相談の対応力アップ」、「相続・遺言 無料相談会」、「遺言書作成講座」など)

お気軽に
ご連絡ください

ご相談承ります。地域密着の身近な法律手続アドバイザー

行政書士 ほこだて法務事務所

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

相談業務に役立つ小冊子
『間違いない遺言書の書き方 5つのチェックポイント』
無料請求受付中

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **ほこだて法務事務所** **検索**

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。